

- I. 委託業務の概要
- II. 契約に関する事務手続
- III. 契約変更に関する事務手続
- IV. 経理処理について
- V. 機械装置等費について
- VI. 労務費について
- VII. その他経費について
- VIII. 間接経費について
- IX. 再委託費・共同実施費について
- X. 検査
- X I. 委託費の支払

X II. 研究開発資産・知的財産権について

- 1. 資産管理の概要 P. 182
- 2. 資産登録の方法 P. 183
- 3. 資産登録情報のチェック P. 188
- 4. 資産管理の留意点 P. 190
- 5. 資産譲渡等の方法 P. 191
- 6. 資産の共用使用について P. 193
- 7. 知的財産権について P. 195

X III. 成果報告と研究成果の発信

X IV. プロジェクトマネジメントシステムの概要とユーザー登録

1. 資産管理の概要

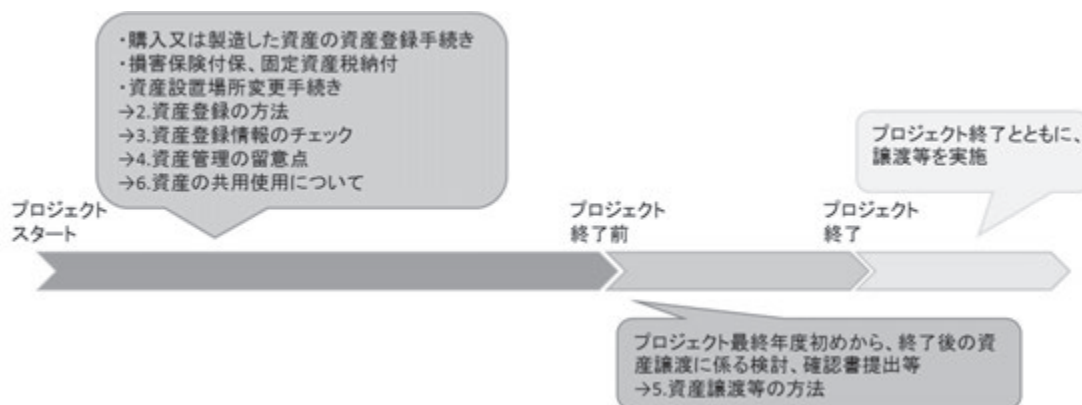
(1) 研究開発資産の取り扱い

委託業務（共同研究業務を含む。以下同じ）を実施するために購入し、または製造した取得財産（機械装置、車両運搬具、工具等）を研究開発資産（あるいは単に資産）といい、その登録、管理、保険付保および譲渡等を行います。

本章で記載する内容は、委託・共同研究事業における研究開発資産の取り扱いであり、補助事業、助成事業、大学・国立研究開発法人等との契約における取り扱いとは異なります。（これらの事業における取扱いはプロジェクト担当者までお問い合わせください）

(2) 資産管理の流れ

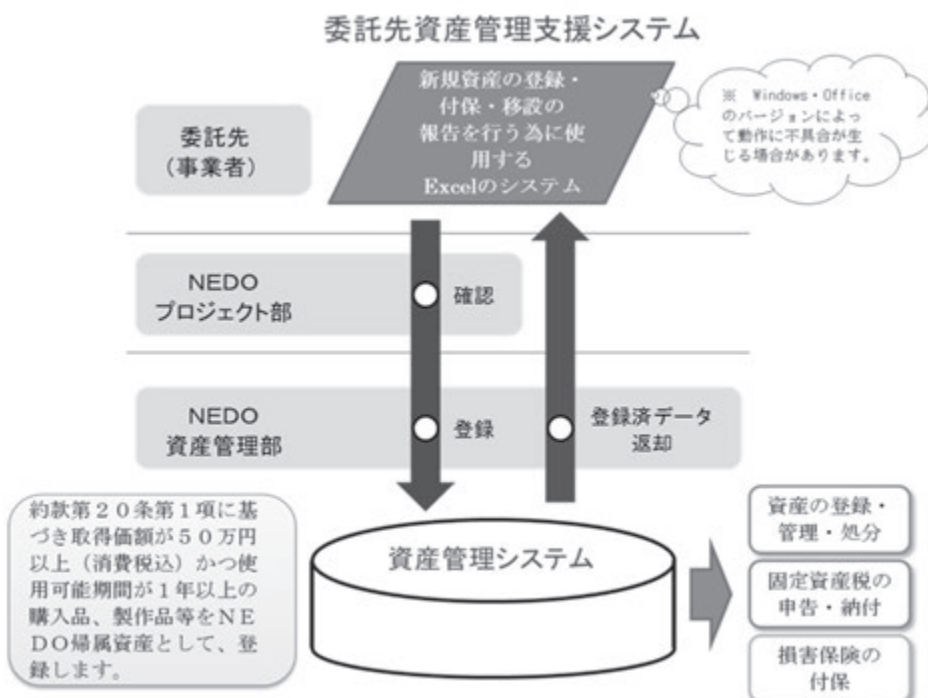
研究開発資産管理の大まかな流れは以下のとおりです。



(3) 資産管理システム

研究開発資産を取得したら、委託先資産管理支援システムを利用して登録します。

※2020年4月以降に稼働を予定している新システムの運用については、準備が整い次第説明会やホームページ掲載を通してご案内していきます。



2. 資産登録の方法

(1) 資産登録の原則

委託業務を実施するために購入し、または製造した取得財産のうち、取得価額が50万円（消費税込み）以上、かつ使用可能期間（このマニュアルでは「使用可能期間」とは法定耐用年数を指します。）が1年以上の資産については、NEDOに所有権が帰属するため、資産の登録手続きが必要です（約款第20条第1項）。登録手続きは、資産取得月の翌月第5営業日（12月取得にあつては、12月最終営業日）までにお願ひします（約款第20条第7項）。

50万円（消費税込み）未満の資産は、取得時から委託先に所有権が帰属しますので、NEDOへの資産登録手続きは不要です（約款第20条第2項）。

なお、実施者に負担割合のある共同研究であっても、使用可能期間が1年以上で、取得価額の総額が50万円（消費税込み）以上の場合に登録します。例えば、2/3共同研究において取得価額60万円（NEDOの持分が40万円、実施者の持分が20万円）は登録の対象となります。

(2) 資産登録手続きの流れ

資産の登録は、委託先資産管理支援システム（Excelファイル）を利用し、委託先～NEDO間で電子データの送受信により行います。資産登録時に損害保険の付保ができます。また、設置場所変更や損害保険の追加を行うこともできます。

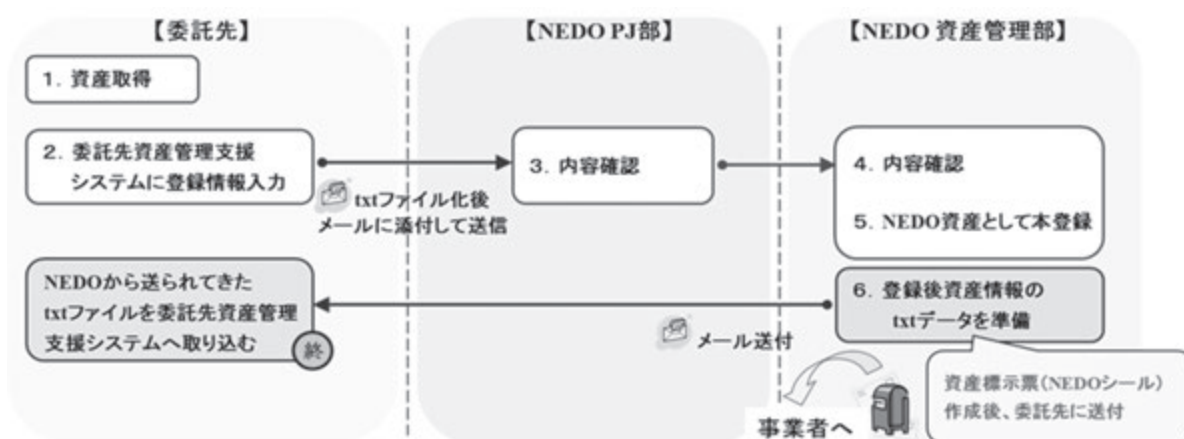
ただし、登録内容に誤りがあった場合には、支援システムでは対応していませんので、エビデンスをご用意いただき、担当部にご相談ください。よくある例として、取得価額における桁の誤り、消費税の漏れ、設置場所の誤りがありますので、登録時は十分確認頂くようお願い致します。

なお、登録にあたっては「3. 資産登録情報のチェック」記載のチェックリスト（P. 189）による確認をお願いします。

・資産登録および委託資産管理支援システムについては以下に掲載されています。ご参照ください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_tetsuzuki_001.html

<委託先資産管理支援システム利用の流れ>



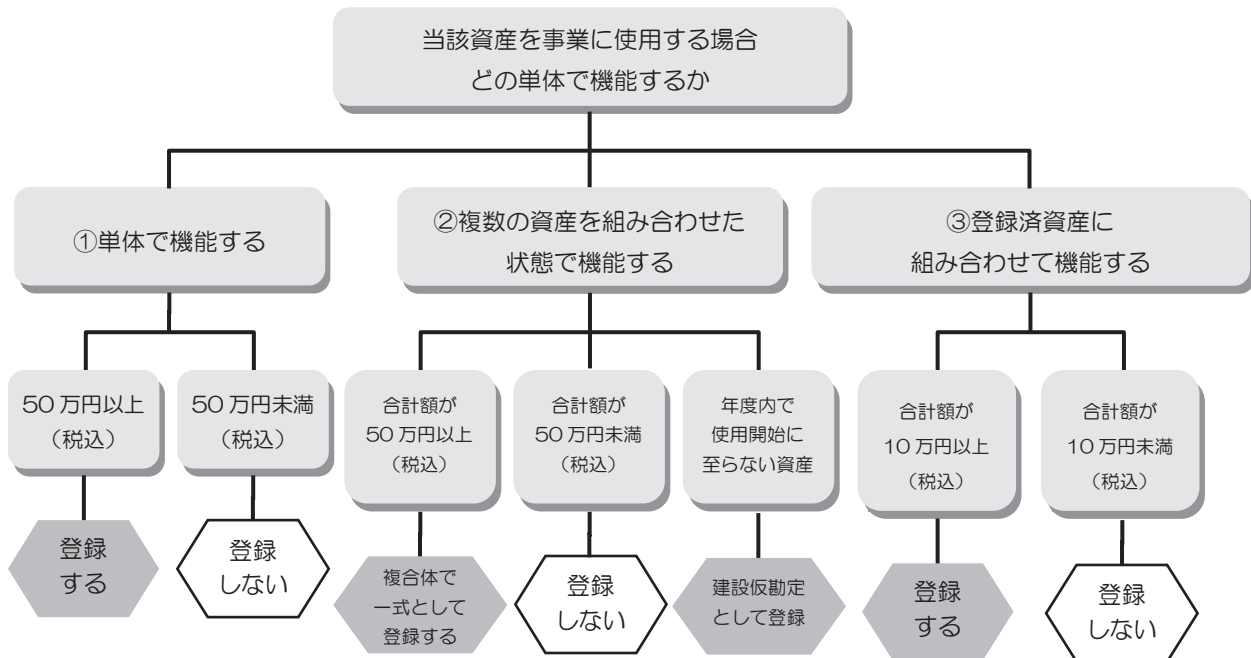
※2020年4月以降に稼働を予定している新システムの運用については、準備が整い次第説明会やホームページ掲載を通してご案内していきます。

(3) 資産の登録単位

資産の登録単位を検討する際は、当該資産が委託事業において単体で機能かつ使用するか、

複数の資産を組み合わせた状態でなければ機能しないのかということが判断材料となります。単体資産では事業の用に供することができないと判断された場合は、パーツそれぞれの取得価額が50万円未満であっても一体の複合体で合計額が50万円を超える場合、NEDOへの資産登録が必要です。

＜資産登録のフローチャート＞



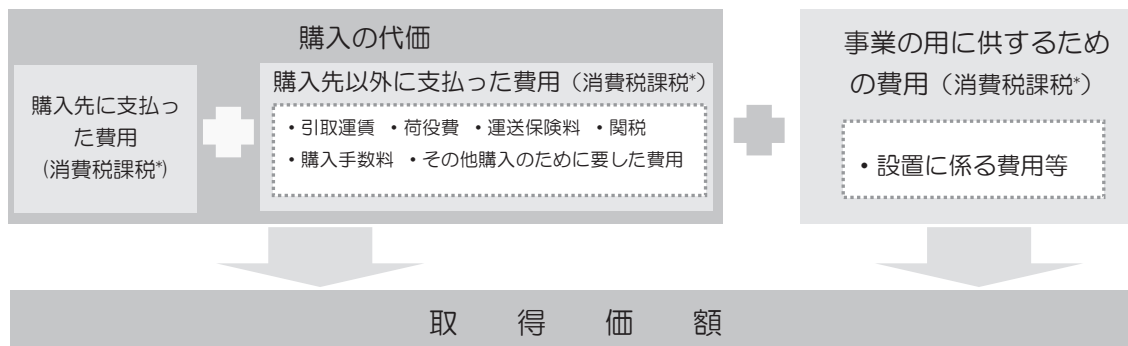
(4) 取得価額

取得価額は、委託先が委託事業の用に供するために使用開始するまでに要した費用の合計額（委託先の仕入消費税額を含む）になります。

従って、購入する場合は、国内調達、海外調達を問わず、資産の取得に係る個々の費用が課税取引か不課税取引かによって、取得価額を算定してください。

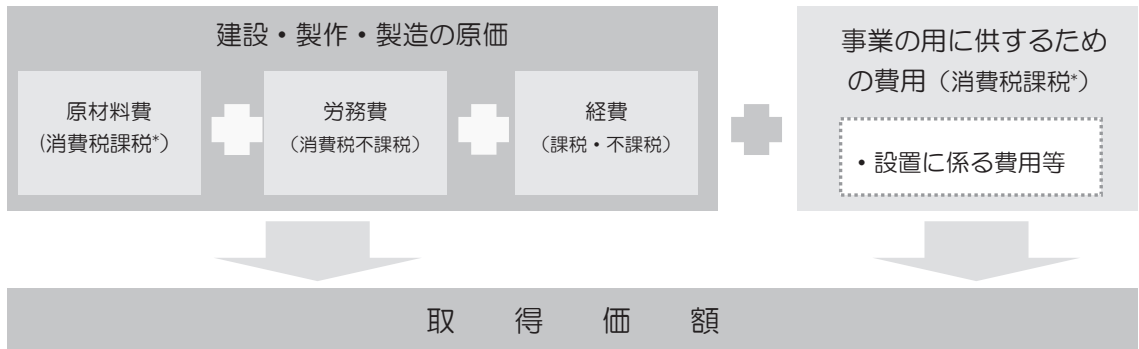
自社製造の場合は、材料等の調達に係る経費については、同様に課税取引か否かによって判断してください。製造に係る自社労務費、自社経費については、消費税は発生しませんので、原価計上となります。以上を集計して取得価額としてください。

＜購入の場合＞



*委託先が支払った消費税額を取得価額に含めます。海外で購入、輸送、設置した場合は日本の消費税は不課税となり、VAT課税がある場合はVAT課税額を含めます。また、購入に要した費用については、個々の費用によって、課税、不課税に分かれる可能性がありますので、都度ご相談ください。

<製造の場合>



*委託先が支払った消費税額を取得価額に含めます。海外で購入、輸送、設置した場合は日本の消費税は不課税となり、VAT課税がある場合はVAT課税額を含めます。
また、製作に要した経費については、個々の費用によって、課税、不課税に分かれる可能性がありますので、都度ご相談ください。

(5) 取得日

購入の場合は、納品検収行為を行った日が取得日となります。また、製造の場合は、竣工の検査を行った日が取得日となります。取得日は償却の起点となるので重要です。

複数のパーツを組み合わせてはじめて一つの機能を有する資産の場合には、最後に納品された資産の検収または竣工の検査を行った日とします。

(6) 耐用年数

研究開発資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令）」に拠ります。代表的なものとして別表第6は次のとおりです。

(注) 細目は例示であり、全ての資産が本表の適用となる訳ではなく、細目に例示するもの以外は、省令別表第1、第2等に拠る。

<別表第6（抜粋）>

種類	細目	耐用年数（年）
建物および建物附属設備	建物の全部または一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作または建物附属設備	五
構築物	風どう、試験水そうおよび防壁	五
	ガスまたは工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔および特殊用途に使用するもの	七
工具		四
器具および備品	試験または測定機器、計算機器、撮影機および顕微鏡	四
機械および装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	七
	その他のもの	四

(7) 建設仮勘定

製作する資産であって、当年度内で使用開始に至らないものの場合、建設仮勘定として登録を行います（建物や構築物に限りません）。

当年度内に事業の目的のためにわずかでも使用することがあれば、建設仮勘定としての登録

は不適當です。一切利用しない場合においてのみ、建設仮勘定として登録します。

複数年度で製作する場合は、年度毎の製作部分を建設仮勘定として登録し、完成年度で一斉に本勘定へ振り替えます。建設仮勘定として登録すると、本勘定への振り替えを行うまでは減価償却されないとともに固定資産税の申告も行いません。事業において使用開始する際は、速やかにプロジェクト担当者へ連絡し、本勘定への振り替えを行うようお願いいたします。

(8) 試作品について

その製作自体が研究目的であり、完成品ではないので、資産として登録する必要はありません。ただし、NEDOでは展示品として使用したり耐久試験に使用したりする場合等、経過期間が1年以上のものについては、資産に登録します。

一方、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の機械装置等は、NEDOへの資産登録が必要です（約款第20条第1項）。

<試作品の留意点>

①NEDO資産として登録する必要はありません。

②一年以内に廃棄していただきます。ただし、一年以上経過した場合は、資産登録が必要です。

(9) 機械装置に組み込まれたソフトウェアの扱い

購入または製作したソフトウェアであって、NEDO委託費で購入・製造した装置類に組み込まれ附属して、一体として機能するものは装置とソフトウェアの取得価額を合算して50万円以上であれば資産登録します。単独で動作するソフトウェアは資産登録の必要はありません。また、所有権が委託先に帰属する装置に組み込まれたソフトウェアも登録の必要はありません。

なお、自社製作(外注を含む)のソフトウェアで著作権が発生するものについては、NEDOに著作権の報告をしていただきます。

(10) 研究開発資産登録の補足

研究開発で使用する資産登録の仕分け方の補足として、「研究開発資産 YES・NO チャート」を参照願います。

(11) 損害保険と固定資産税について

①損害保険について

NEDOが所有権を有する資産へは必要に応じて損害保険をかけることができます（約款第22条第1項）（ただし、建物内の施設に対して委託先が包括的な損害保険をかけている場合には登録不要）。

保険をかけるには、資産登録のタイミングで登録を行うのが通常ですが、事業途中でも必要性が生じた時点で登録を行うことも可能です。何れも保険開始日の翌月第5営業日が登録締切となります。また、12月取得は12月最終営業日が締切です（約款第20条第7項）。

共同研究における損害保険については、各持分に応じて保険をかけることとなりますが、共同研究先の所有分もNEDOで一括して保険をかけることができます。その場合には、保険登録を行う際に「共同研究先持分のNEDO保険加入」に「希望する」としてごください。別途保険会社と直接手続きしていただきます。

損害保険の付保契約は年度単位で行うため、付保の登録は資産登録時だけではなく、毎年必要となりますのでご注意ください。毎年の付保登録時期については、NEDOからお知らせします。

なお、大学・国立研究開発法人等帰属の研究開発資産および継続研究等への貸与中の資産については、必要に応じて各委託先で保険をかけていただくこととなります。

②固定資産税について

NEDOが所有権を有する固定資産税の申告および納税はNEDOが行います（共同研究の場合にはNEDO持分のみ）。

これらの手続きは委託先が登録する情報を基に行いますので、資産や保険に関する登録は正確に行うよう注意してください。

<補足>

資産登録時に入力する郵便番号は、日本郵政HPの郵便番号を使用してください。

（自社独自の郵便番号は使わないでください。）

<https://www.post.japanpost.jp/zipcode/index.html>

同じく、市区町村コードは、地方公共団体情報システム機構HP/地方公共団体コードを使用してください。

<https://www.j-lis.go.jp/spd/code-address/jititai-code.html>

3. 資産登録情報のチェック

(1) 登録時チェック

資産登録を適切に行っていただくために、資産登録時に「研究開発資産 登録情報等チェックリスト」**書式Ⅻ-1**（P.189）を用いて、登録情報のチェックをお願いします。

なお、チェックリストは資産登録のポイントを整理しております。

(2) 検査前再チェック

検査受検前に、委託先資産管理支援システムにより資産管理簿を出力し、登録内容、帳票類および資産現物を突き合わせ、チェックリストを利用して再チェックを行ってください。

チェックの結果、判断が難しい場合には、プロジェクト担当者にお問い合わせください。

※「研究開発資産 登録情報等チェックリスト」（次頁）は、NEDOホームページよりダウンロードできます。

研究開発資産 登録情報等チェックリスト

年度	
契約件名	
大項目；	契約管理番号；
中項目；	
小項目；	委託先；
チェック年月日 年 月 日 担当；	

- 1. 実施計画書で認められた資産ですか。
- 2. 契約番号など契約情報・受託者情報・建物情報の必須項目が全て正しく入力されていますか。
- 3. 登録単位は機能が発揮する単位として妥当ですか。
注)単体で機能かつ使用するか、複数の資産を組み合わせて機能するかで判断します。
- 4. 資産名称は相応しいですか。
注)〇〇工事、□□修理、△△パーツなどの名称は使いません。
- 5. 登録資産は取得価額（委託先の仕入消費税額を含む）が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上ですか。
注)研究に使用する期間ではなく、資産の使用可能期間で判断します。
- 6. 取得価額に消費税が含まれていますか、桁間違えはないですか。
注)取得価額は委託先の仕入消費税を含む額となります。1,000,000円などきりの良い数値は要確認です。
- 7. 取得価額には付帯設備、設置工事費等が合算されていますか。
注)購入した場合は、購入の代価に設置に係る費用等を加えます。
注)製作、製造した場合は、建設・製作・製造の原価に設置に係る費用等を加えます。
- 8. 取得日は正しいですか。
注)購入の場合は納品検収日に、製造の場合は、竣工の検査日（運用開始日）となっていますか。
- 9. 勘定科目及び耐用年数は正しいですか。
注)研究開発資産の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和四十年大蔵省令）」に拠ります。代表的なものとして、別表第6の耐用年数を適用します。
- 10. 建設仮勘定の登録漏れはありませんか。
注)製作した資産であって、当該年度内で使用開始に至らない場合、年度毎の製作部分を建設仮勘定として登録し、完成年度で一斉に本勘定へ振り替えます。
- 11. 改造の場合、既に登録している資産の改造であって10万円（税込み）以上ですか。
注)委託先所有の装置等を改造する場合は、50万円（税込み）以上のものが登録対象となります。
- 12. 購入又は製作したソフトウェアを単体で登録していませんか。
注)ソフトウェア単体は、登録しません。
装置類と一体の場合は装置として登録します。
- 13. 付保登録（開始日）は妥当ですか。
注)建物内の施設に対して包括的な損害保険を掛けている場合は登録不要です。
取得した翌月第5営業日までにご報告頂ければ、取得日から保険をかけることができます。

4. 資産管理の留意点

(1) 目的外使用の禁止（約款第20条第5項）

委託先は、取得資産を委託業務以外の目的に使用することはできません。

ただし、NEDOが認めた場合、空いている時間にNEDOの他の委託事業等で使用することは可能です（P. 193、「6. 資産の共用使用について」参照）。

(2) 善管注意義務（約款第20条第3項）

委託先は、業務委託契約に基づき善良な管理者の注意をもって資産の管理を行わなければなりません。委託先が管理する期間は、委託先が資産の検収または竣工の検査をした日からNEDOの指示に基づきNEDOが指定する相手先に引き渡す日までとします。

(3) 設置場所変更の事前届出（約款第20条第7項）

資産の設置場所情報は、NEDOが資産の管理業務を行う上で非常に重要な情報です（納税先の自治体の変更や損害保険に係る登録情報の変更などに影響します）。

そのため、設置場所の変更を予定している場合は、予め「資産設置場所変更届」**書式Ⅻ-2**

（P. 198）に「設置場所変更資産一覧表」**書式Ⅻ-3**（P. 199）を添付する、もしくは委託先資産管理支援システムの利用によりNEDOプロジェクト担当部に届け出が必要となります。

(4) 資産標示票の貼付（約款第20条第4項）

委託業務を実施するために購入し、または製造した取得財産については、他の財産と区分するために、資産標示票を貼付して管理しなければなりません。（NEDO帰属資産については、資産登録後、資産管理部から資産標示票を送付します。また、委託先帰属資産についての様式は問いません。）

<資産標示票>

※原寸大



資産標示票

資産管理番号	受託者管理番号
資産名称	
契約番号	取得年月日
契約件名	
NEDO持分比率	管理者
備考	

この資産は、当機構の許可なく譲渡・廃棄・移設等できません

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

5. 資産譲渡等の方法

(1) 有償による譲受義務(約款第20条の2)

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDOに帰属する資産をNEDOから譲り受けることとなっています(約款第20条の2第1項)。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。ただし、2012年度以前に締結した契約約款において「引き取り時点の残存価額」と規定している場合には、当該価額となりますのでご注意ください。

(2) 有償による譲受以外の方法

約款に基づき、事業終了後、有償で譲り受けていただきます。

①ただし、NEDOが適切と判断した場合、NEDOが行う他の業務における使用(他の委託事業・助成事業への転用等)とします。(約款第20条の2第5項)

②有償譲渡に適さないとNEDOが認めた場合、次の方法を行うことができます。

(約款第20条の2第5項)

- ・当該研究開発事業に参加していた公的機関等(※)への無償譲渡。ただし継続して研究を実施する場合に限る。

※国、地方公共団体、大学、国公立研究機関、独法、社団・財団法人(非営利型法人のみ)、および外国におけるこれらに相当する機関。

③上記対応が不可能かつ妥当な理由がある場合に限り、原則として委託先負担により廃棄処理を行う事ができます。(約款第20条の2第5項)

<廃棄が妥当な場合>

「機能が著しく低下している」「劣化等により現状復帰するには不相応な修繕費がかかる」等の明確な理由が存在する場合。

なお、モデルプラントを製作する等、以下の要件のいずれかを満たす場合で、解体撤去(廃棄)がやむを得ないとNEDOが認める場合に限り、例外的に委託事業の一環として廃棄を実施することができます。(約款第20条の4)

- ・研究開発委託事業内で解体研究を実施する場合
- ・モデルプラント等で事業目的達成後、解体撤去することが前提となっている場合
- ・事業目的達成後に取得資産を設置した第三者の敷地等の速やかな原状回復を必要とし、かつ、その時点で利活用できない資産(機能が著しく低下している、移設するとその機能を失う等、物理的に使用できない資産)である場合

(3) 資産譲渡等の手続き

NEDOは、処分方法決定後、委託先から必要書類(「取得財産の処分に関する確認書」、「連絡先等一覧表」等) **書式Ⅺ-5～7** (P.200～202)の提出をお願いしています(約款第20条の2第5項)。

①有償譲渡

2012年度(2013年3月)以前の契約では、委託事業終了次第、「取得財産譲渡通知書(兼)請求書」(譲渡条件付記)をNEDOから委託先に発行し、「取得財産譲渡承諾書」を委託先からNEDOに返信する文書のやりとりのうえ、委託先からの代金の支払いをもって譲渡が完了(所有権の移転)となります。

2013年度(2013年4月)以降の新規契約では、委託事業終了次第、「取得財産譲渡

通知書（兼）請求書」（譲渡条件なし）をNEDOから委託先に発行し、支払いのみの手続きとなります。

②継続研究・貸与

継続研究または助成事業への資産貸与については、契約締結を行います。事前に実施可否の確認を行いますので、プロジェクト担当部と調整を行ってください。

③無償譲渡

「資産譲渡申請書」の提出を受け、承諾をすることにより譲渡が完了となります。ただし、譲渡後、当該資産を譲り受けたことが確認できる書類として、資産管理台帳またはこれに代わる書類（写し）の提出をしていただきます。

④廃棄

委託先負担で廃棄処理を行っていただく場合、NEDOから発行する廃棄依頼書を基に廃棄処理を開始し（着手報告書の提出）、その後廃棄処理が済みましたら、完了報告書を提出していただきます。

なお、委託事業の一環として廃棄を予定する場合については、委託業務実施計画書の記載方法などに関し所定の手続きに従っていただきますので、プロジェクト担当者に相談を行ってください。（P. 29「2. 実施計画書の作成 5. その他」を参照のこと）

(4) 有償譲渡価格（約款第20条の2第3項、第4項）

譲渡価格は、取得価額から、取得価額に100分の90を乗じた額に1を法定耐用年数で除した値（小数点第四位以下切り上げ。ただし、2007年3月31日以前の取得財産については小数点第四位以下切り捨て。）を乗じた額（以下「年償却額」という。）に取得日から事業終了日までの期間（以下「算定期間」という。）における通算経過年数を乗じて得られた額および算定期間のうち12月に満たない月数（1月に満たない日数があるときは1月と算定する。以下「端数月数」という。）を年償却額に乗じて12で除した額（小数点以下四捨五入）を減算した額とする。ただし、取得価額に100分の5を乗じた額を下回らない額とする。

【算定式】

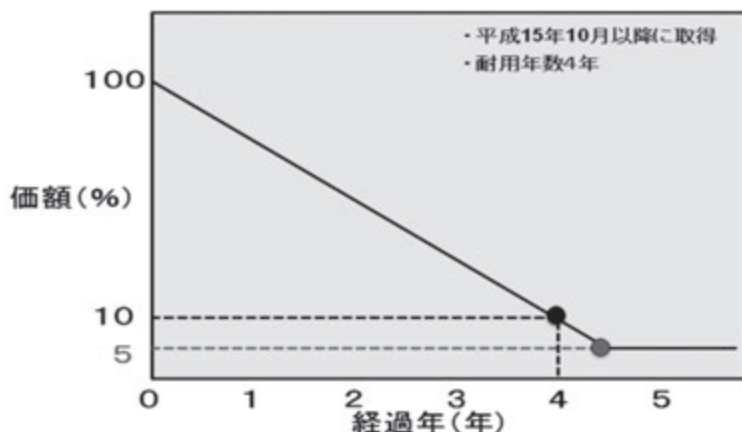
$$\begin{aligned} \text{譲渡価格} &= \text{取得価額} - (\text{年償却額} \times \text{経過年数} + \text{年償却額} \times \text{端数月数} \div 12) \\ &\geq \text{取得価額} \times (5 \div 100) \end{aligned}$$

なお、有償譲渡に際しては、上記譲渡価格に引き渡し時の法定の消費税が賦課されます。

【税込価格の計算式】

$$\begin{aligned} \text{税抜価格} &= \text{償却後税込価格} \div (1 + \text{取得時消費税率}) && \text{※円未満切上} \\ \text{譲渡価額} &= \text{税抜価格} \times (1 + \text{引き渡し時消費税率}) && \text{※小数点以下切り捨て} \end{aligned}$$

<イメージ図>



(5) 有償譲渡代金の支払時期

事業終了（貸与研究・継続研究の場合は契約期間終了）の翌月末までに代金をお支払いいただき、代金の支払いをもって譲渡が完了となります。

例：20XX年3月20日事業終了→支払い期限は翌月（4月）末

「取得財産譲渡通知書（兼）請求書」に支払期限が記載されていますので、必ずそちらをご確認ください。また、支払い期限までに請求金額をお支払いいただけないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、遅延金を請求させていただきますのでご注意ください。

6. 資産の共用使用について

6-1.NEDO 帰属・共有資産の場合

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律等における国等が保有する研究施設等の共用促進に係る要請の高まりを鑑みて、NEDOはNEDO帰属の研究開発資産（共有資産を含む）を、現在使用中の事業（以下、「当該委託事業」という。）で空いている時間に、他の委託事業等（以下「共用使用先の事業等」と略）で使用することを認める、研究開発資産の効率的な使用（以下「共用使用」という）を行っています。

(1) 共用使用の対象

当該委託事業で使用しているNEDO帰属の研究開発資産（共有資産を含む）
（処分制限財産や国有財産は対象外）

(2) 承認基準

- ①当該委託事業の推進に支障がないこと。
- ②当該委託事業の委託先は共用使用にかかる管理責任を負うこと。
- ③共用使用の用途・目的は、他のNEDO事業とする。また、共用使用先が大学や国立研究開発法人等の場合は、使用目的が収益事業でなければ共用使用を可能とする。
- ④共用使用にかかる実費および修理費は、共用使用先の負担とする。
- ⑤原則、共用使用に伴う設置場所変更および改造は行えない。ただし、必要性が認められれば可とする（費用は共用使用先負担）。

*1 発生する費用負担等の取り扱いについてはプロジェクト担当部までお問い合わせください。

(3) 運用方法

委託事業者から「共用使用申請書」**書式Ⅻ-8**（P.203）により当該委託事業で使用している財産に係る共用使用の申請があり、NEDOの定める上記(2)承認基準を満たした場合、申請内容に基づいて共用使用を認めることとしています。

共用使用希望者が申請する事業者と異なる場合（再委託先等）は、共用使用を希望する者（再委託先等）は、委託先に「共用使用申請書」**書式Ⅻ-9**（P.204）を提出し、委託先は、その写しを添付して担当部に申請していただきます。

当該委託事業が終了した場合は、必要に応じて共用使用先事業への供用換え（または助成事業者への貸与）を行うか、あるいは約款通りの有償譲渡等を受けていただきます。

また、共用使用にかかるNEDOからのアンケート等問い合わせにもご協力くださいますようお願い申し上げます。

6-2. 委託業務で導入した大学・国立研究開発法人等帰属資産の場合

(1) 共用使用の対象

委託業務（共同研究業務を含む）を実施するために購入または製造した研究開発資産。

委託業務（共同研究業務を含む）を実施するために購入し、または製造した取得財産（機械装置、車両運搬具、工具等）を研究開発資産（あるいは単に資産）といい、その所有権は、大学等（国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学および高等専門学校）または国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人および地方独立行政法人）との委託契約においては、検収または竣工検査をした時をもって大学・国立研究開発法人等に帰属することとしています。

なお、2018年度以前に契約締結した地方独立行政法人についても、特別約款において取得財産（研究開発資産）の所有権を地方独立行政法人に帰属することとしているため、研究開発資産の取扱いは大学等に準じます。

(2) 運用方法

NEDO委託業務を実施している期間は、原則として取得した資産を委託業務以外の目的に使用することはできません。委託業務以外の目的に使用する場合には、委託契約約款（大学・国立研究開発法人等用）第20条第4項ただし書に基づくNEDOの事前承認が必要となります。ただし、以下の基準を満たす場合には、NEDOが包括的に事前承認を与えたものとみなし、当該委託業務以外の研究や教育活動など（以下「共用使用先の事業等」と略）に使用することができます。

<基準>

- ・当該委託業務の推進に支障がないこと。
- ・使用目的は、収益事業ではないこと。
- ・資産の使用にかかる実費および修理費は、自己負担とすること。
- ・NEDOが当該委託業務以外への使用状況について報告を求めたときは、回答すること。

(3) 善管注意義務

大学・国立研究開発法人等は、業務委託契約に基づき善良な管理者の注意をもって資産の管理を行わなければなりません。資産に事故等が発生した際には、大学・国立研究開発法人等が復旧することになります。

7. 知的財産権について

(1) 日本版バイ・ドール条項

- ・ NEDOでは、委託先における研究開発のインセンティブや成果意欲を高め、開発成果を効果的に社会還元するとの狙いから「日本版バイ・ドール条項(産業技術力強化法第17条)」を適用し、原則として以下の条件を約定することにより、当該委託研究に係る知的財産権は、委託元であるNEDOに譲り渡すことなく、委託先に帰属することになっています(業務委託契約約款(以下「約款」という。)第31条)。

- ① 委託研究に係る知的財産権の出願、申請等の手続を行った場合、NEDOに報告すること。
- ② 国が公共の利益のために必要がある場合に、当該知的財産権を無償でNEDOに実施許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間利用していない場合、国の要請に応じて、第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- ④ 当該知的財産権の移転または専用実施権等の設定・移転(以下「移転等」という。)の承諾をしようとする場合、NEDOの事前承認を得ること(2009年度以降の新規契約に係る成果から適用)。
- ⑤ NEDOが実施する利用状況調査(バイ・ドール調査)に対して回答すること。
(2011年度以降の新規契約に係る成果から適用)。

- ・ 約款では、これら知的財産権について、受ける権利の発生、権利の取得、権利の利活用に関し、NEDOに報告するよう規定しています(約款第24条、第29条、第32条、第33条および第34条)。

(2) 移転または専用実施権設定・移転の承諾の際の事前承認

- ・ 2009年度以降の新規契約に係る成果の知的財産権(ノウハウを除く。)について移転等をするときは、以下の場合を除き、事前にNEDOの承認が必要になります(約款第31条の3)。

- ① 合併・分割(一般承継)による場合*1
- ② 株式会社が親会社・子会社に移転等する場合*1
- ③ 技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に規定する承認事業者(承認TLO)または認定事業者(認定TLO)に移転等する場合
- ④ 技術研究組合が組合員に移転等する場合

*1: 2014年7月16日以降の公募案件は特別約款により、2015年度新規契約については2015年3月18日改正の約款により(2015年11月14日契約分まで)、SIP(戦略イノベーション創造プログラム)における2014年7月16日以降の契約は特別約款により、事前承認が必要です。

- ・ 事前承認の対象となる知的財産権として、例えば特許権のほか特許を受ける権利も含まれます。したがって、出願前の移転(プロジェクト参加者間での移転や持分の一部譲渡を含む。)も事前承認の対象となります。
- ・ 移転等をする場合、約款第31条第3項および第4項、第31条の3、第31条の4、第31条の5、第32条、第33条並びに第34条の規定の適用に支障を与えないよう移転等先に約定させてください(約款第31条第5項)。

- ・前記①～④の事前承認が不要の場合であっても、知的財産権移転等届出書を事前にNEDOに提出する必要があります(約款第31条の4第1項)(2015年11月15日以降の新規契約に係る成果から適用)。

(3) 国等の委託による研究成果に係る出願である旨の記載

- ・国内の特許出願等の願書およびPCT国内書面には、国等の委託による研究成果に係る出願である旨を記載してください(約款第32条第2項)。

(4) 知的財産権放棄の届出(2015年11月15日以降の新規契約に係る成果から適用)

- ・知的財産権(特許権等登録が行われたもの)を放棄する場合は、当該知的財産権の放棄を行う前に、知的財産権放棄届出書をNEDOに提出する必要があります(約款第31条の5)。

(5) 封印申請書、知的財産権帰属届出書の提出

- ・業務委託契約締結以前に保有している重要技術情報については必要に応じて封印申請書(約款第30条)を、委託先が技術研究組合であって組合員帰属規約がある場合には知的財産権帰属届出書(約款第35条)を提出してください。なお、封印申請書はNEDOに成果報告書が受領されるまでは保管が必要です。

(6) 知的財産権に関する通知および届出のWebシステムを用いた提出

※2020年4月以降に稼働を予定している新システムの運用については、準備が整い次第説明会やホームページ掲載を通してご案内していきます。

- ・約款の規定に基づき書面によりNEDOに提出することとされている以下の知的財産権に関する通知および届出(以下「通知等」という。)については、Webシステムにより提出することができます。

- (a) 産業財産権出願通知書(約款第32条第1項)
- (b) 産業財産権等出願後状況通知書(約款第33条)
- (c) 知的財産権移転通知書(約款第33条)
- (d) 知的財産権利用届出書(約款第34条)

上記(a)～(d)以外の知的財産権に関する申請等は、従来どおり書面によりNEDOに提出することになります。

- ・Webシステムを用いて行った通知等については、約款の規定に基づきNEDOに提出したものとみなします。したがって、改めて各書式を用いてNEDOに通知等を行う必要はありません。

- ・上記(a)～(d)の通知等をWebシステムを用いて行わない場合は、それぞれ「産業財産権出願通知書」**書式Ⅻ-10**(P. 205)、「産業財産権等出願後状況通知書」**書式Ⅻ-11**(P. 208)、「知的財産権移転通知書」**書式Ⅻ-12**(P. 210)、「知的財産権利用届出書」**書式Ⅻ-13**(P. 212)を用いて、NEDOプロジェクト担当部長宛提出することができます。

- ・通知等のWebシステムを用いて行う提出は、NEDOウェブサイトの以下のページから、知財提出用ページにアクセスして行います。

トップページ>NEDOの事業・支援制度をご利用の方>委託事業の手続き>資産・知財・データマネジメント>知的財産権関係2. 知的財産権に関する手続き等のご案内>知的財産権に関する通知及び届出のWebシステムを用いた提出について https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/chizai_teisyutsu.html

- ・詳細な手続方法については、上記「知的財産権に関する通知及び届出のWebシステムを用いた提

出について」ページにある、マニュアル(知的財産権に関する通知および届出のWebシステムを用いた提出について)を参照してください。

補足

- ・(1)①に記載のとおり、委託研究に係る知的財産権は、NEDOに報告することにより、委託先に帰属することとなるので、適切に報告ができる体制を整備したうえで、漏れのないように報告してください。
- ・各種届出書等の記載方法については NEDO のウェブサイト参照してください。
(トップページ>NEDOの事業・支援制度をご利用の方>委託事業の手続き>資産・知財・データマネジメント/

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/shisan.html>

＜知的財産権の取得等に関する報告一覧＞

知的財産権 タイミング	特許権 実用新案権 意匠権 育成者権	回路配置 利用権	著作権 (成果報告書等 を除く著作権)	ノウハウ
成果報告書提出				NEDOと委託先が協議の上NEDOが指定したものを提出(約款第29条)
出願 (PCT 国内移行書 面の提出を含む)	産業財産権出願通知書 書式Ⅻ-10 (P. 205)の提出 (約款第32条第1項により60日*2以内)			
登録 (著作権は登録時 または権利行使・利用 許諾時)	産業財産権等出願後状況通知書 書式Ⅻ-11 (P. 208)の提出 (約款第33条第1項により特許公報 等発行の日から60日*3以内)		産業財産権等出 願後状況通知書 書式Ⅻ-11 (P. 208)の 提出(約款第33 条第2項により速 やかに)	
権利移転時	知的財産権移転承認申請書による NEDO の事前承認(ノウハウを除く)*3または知的財産権移転等届出書の提出*4および知的財産権移転通知書書式Ⅻ-12 (P. 210)の提出(約款第33条第3項により遅滞なく)			
実施または実施許諾	知的財産権利用届出書書式Ⅻ-13 (P. 212)を提出(約款第34条第2項により遅滞なく) ※専用実施権、専用利用権の設定をする場合は、専用実施権等設定承認申請書によるNEDOの事前承認が必要(著作権およびノウハウを除く)			

*2:外国出願、登録の場合は90日以内

*3:2009年度以降の新規契約に係る成果から適用

*4:2015年11月15日以降の新規契約に係る成果から適用

産業財産権出願通知書および産業財産権等出願後状況通知書の記載事項に関するチェックリストを作成いたしました。NEDOウェブサイトからダウンロードできます。

【参照】 トップページ>NEDOの事業・支援制度をご利用の方>委託事業の手続き>資産・知財・データマネジメント

出願および登録時、出願番号、登録番号等を確認するため、例えば出願プルーフ、特許証、特許公報、登録済通知書等のエビデンスを添付してください。

年 月 日

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
 ○○○部長 殿

(住所)
 (法人名等)
 (役職名 氏名)

⑩

資産設置場所変更届

貴機構の所有する資産について、設置場所を変更したいので、下記のとおり届出します。

記

契 約 番 号	(契約番号)
契 約 件 名 (大)	(大項目)
(中)	(中項目)
(小)	(小項目)
委 託 先	(委託先コード 名称)
補 助 金 等 名 称	(補助金等名称 (補助金・出資金・運営費交付金の別))
設 置 場 所 変 更 資 産	別紙「設置場所変更資産一覧表」のとおり
変 更 の 時 期	(年月日)
変 更 を 必 要 と す る 理	
変 更 前 の 設 置 場 所	(名称)
	(郵便番号 住所)
変 更 後 の 設 置 場 所	(名称)
	(郵便番号 住所)
変更後の設置場所の建物情報	
設置場所事業所名	例・・・○○開発株式会社 ○○研究所
建物名称または設	例・・・実験棟
郵便番号	
住所	(住所)
材質：柱 *1	(鉄筋コンクリート) (リストより選択する)
材質：外壁 *1	(鉄筋コンクリート) (リストより選択する)
材質：屋根 *1	(コンクリート) (リストより選択する)
階数(地上) *1	(2 階) (建物の地上階数) を記載する
階数(地下) *1	(0 階) (建物の地下階数) を記載する
面積(総床面積) *1	(100.00 m ²) (建物の総床面積) を記載する

*1：設置場所が屋内の場合は選択または記入すること

設置場所変更資産一覧表

契約番号	(契約番号)	保管者	(保管者名称)
契約件名	(大項目)	担当部署	(部署名)
	(中項目)	担当者	(氏名)
	(小項目)	TEL	(電話番号)

資産管理番号	資産名称	規格又は型番等	受託者管理番号	取得年月日	構成数量	NEDO特分価格	変更前		変更後		備考
							市区町村コード	市区町村名称	市区町村コード	市区町村名称	

<2013年度以降契約>

(様式第21)

年 月 日

取得財産の処分に関する確認書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
 ○○○部長 殿

住 所
 名 称
 氏 名 役職印
 (業務管理者)

年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「
 」
 において取得した譲渡対象財産について、下記のとおり確認しましたので、業務委託契約
 約款第20条の2第5項の規定により報告します。

記

1. 対象財産 別紙記載のとおり
2. 確認内容 別紙記載のとおり

契約管理番号	○○○○○○○○○-○
--------	-------------

別紙

事業名

契約管理番号: 〇〇〇〇〇〇〇〇-〇

法人名
担当者

項目のタイトルは、
2ページ以降も付記

取得財産の処分に関する確認書

No.	資産管理番号	資産名称	数量 型式	取得日	取得価格	処分方法			処分理由	処分先
						有償 譲渡 ※1	無償 譲渡 ※2	廃棄 転用		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										

No. は、2ページ以
降追加して付記

※1: 譲受者が貴法人(再委託先を含む)以外の場合は、当該譲受者の意志の確認ができる文書を添付すること。

※2: 譲受希望者の資産譲渡申請書を添付すること。

ページ数 1 / 1 総ページ

連絡先等一覧表

1. 法人名：□□□株式会社（学校法人△△△大学）

2. 代表者（または契約権限を有する者）

役職：代表取締役社長

氏名：○○○ ○○

郵便番号：111-1111

住所：○○県○○市○○町○丁目○番○号

3. 研究担当者

所属：○○事業本部

役職：本部長

氏名：○○○ ○○

電話番号：2222-22-2222

FAX 番号：3333-33-3333

E-mail：nedo_shisan@ne.jp

郵便番号：111-1111

住所：○○県○○市○○町○丁目○番○号

4. 譲渡手続窓口担当者 ←

所属：経理部会計課

役職：○○主任

氏名：○○ ○○

電話番号：555-555-5555

FAX 番号：666-666-6666

E-mail：nedo_shisan@ne.jp

郵便番号：222-2222

住所：○○府○○市○○区○丁目○番○号

4. 譲渡手続窓口担当者
実際に譲渡手続をされる方
(研究担当者以外でも可)

5. 設置場所（郵便番号）
ご登録いただいている資産情報と同じ〒番号（委託先資産管理支援システムにてご確認ください）

5. 現行設置場所（設置場所が複数ある場合には、それぞれ記載のこと）

郵便番号：222-2222

住所：○○府○○市○○区○丁目○番○号

法人名：□□□株式会社

事業所名または建物名称：□□□株式会社○○○事業所

郵便番号：333-3333

住所：○○県○○郡○○町○○番

法人名：学校法人△△△大学

事業所名または建物名称：学校法人△△△大学○○○研究棟

5. 設置場所
(事業所名または建物名称)
ご登録いただいている資産情報と同じ表記（委託先資産管理支援システムにてご確認ください）

年 月 日

〇〇〇〇株式会社
〇〇部長 〇〇 〇〇 あて
(業務管理者)

〇〇〇〇株式会社
〇〇部長 〇〇 〇〇
(業務管理者)

委託業務で取得した財産に係る共用使用の申請について

貴社が国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構と締結した〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約に基づく開発項目「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇研究開発」で使用している財産を、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇研究開発」に共用使用する件について、下記のとおり申請いたします。

記

1. 共用使用者
2. 共用使用の事業・内容(※別紙とすることもできる。)
3. 共用使用の対象資産
別添「資産管理簿、または(申請者作成の)資産リスト」のとおり
4. 共用使用の期間
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日(予定)～〇〇〇〇年〇〇月〇〇日(※もしくは当該委託業務終了まで)
5. 共用使用の条件
以下の条件に従って共用使用を行う。
 - ①当該委託事業の推進に支障がないこと。
 - ②当該委託事業の委託先は共用使用にかかる管理責任を負うこと。
 - ③共用使用の用途・目的は、他のNEDO事業とする。また、共用使用先が大学や国立研究開発法人等の場合は、使用目的が収益事業でなければ共用使用を可能とする。
 - ④共用使用にかかる実費および修理費は、共用使用先の負担とする。
 - ⑤原則、共用使用に伴う設置場所変更および改造は行えない。

年 月 日

産業財産権出願通知書

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
○○○部長 殿
(プロジェクト担当部長)

(住所)
(法人名等)
(役職名 氏名)

⑩

年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」について、
下記のとおり産業財産権の出願を行いましたので、業務委託契約約款第32条第1項の規定により通知します。

記

1. 出願国
2. 出願に係る産業財産権の種類
3. 発明等の名称
4. 出願年月日
5. 出願番号
6. 出願人名
7. 代理人
8. 優先権主張
9. 出願前の移転
10. 添付書類

契約管理番号	○○○○○○○○○-○
--------	-------------

「産業財産権出願通知書」記載要領

1. 「開発項目」の欄には、プロジェクト名及び委託契約書の名称を記載すること。
2. 「出願国」の欄には、受託者が出願若しくはPCT国内書面を提出した若しくは意匠の国際出願の国際公表後に国内手続を開始した指定締約国の国名又は機関名(国コードでも可。以下同じ。)を記載すること。

なお、PCT国際出願である場合は、PCT(全指定)、PCT(日本国以外指定)のように記載すること。また、意匠の国際出願である場合は、WIPO国際事務局と記載すること。
3. 「出願に係る産業財産権の種類」の欄には、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権又は育成者権の別を記載すること。
4. 「発明等の名称」の欄には、特許権は発明の名称、実用新案権は考案の名称、意匠権は意匠に係る物品、回路配置利用権は申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権は農林水産植物の種類及び出願品種の名称を記載すること。
5. 「出願年月日」の欄には、出願年月日又は申請年月日を記載すること。

なお、PCT国内書面の提出である場合は、国際出願年月日及び国内移行年月日を記載すること。また、意匠の国際出願の国際公表後に指定締約国において国内手続を開始したものである場合は、国際出願日を記載すること。さらに、分割出願である場合は、分割出願提出年月日及び原出願年月日を記載すること(変更出願も同様とする。)
6. 「出願番号」の欄には、出願番号又は受付番号(意匠の国際出願の場合は参照番号)を記載すること。

なお、PCT国内書面の提出である場合は、国内出願番号及び国際出願番号を記載すること。また、意匠の国際出願の国際公表後に指定締約国において国内手続を開始したものであって国内出願番号が付与されたものである場合は、国内出願番号及び国際出願時の参照番号を記載すること。さらに、分割出願である場合は、出願番号及び原出願番号を記載すること(変更出願も同様とする。)
7. 「出願人名」の欄には、出願人全員の名称又は氏名を記載すること。また、外国籍である場合は出願人名の次に()で国名を記載すること。
8. 「優先権主張」の欄には、次の(1)から(4)までの事項を記載すること(優先権主張が複数あるときは、すべて記載すること)。
 - (1) 「パリ条約による優先権等の主張」、「先の出願に基づく優先権主張」、「種苗法第11条の優先権主張」のいずれかを記載すること。(優先権主張がない場合は「なし」と記載すること。)
 - (2) 優先権主張の基礎となる出願国名を記載する。(先の出願に基づく優先権主張(国内優先権主張)の場合は省略する。)
 - (3) 優先権主張の基礎となる出願番号を記載する。
 - (4) 優先権主張の基礎となる出願の出願年月日を記載する。
9. 出願前に第三者に移転した場合は、移転年月日、移転元の名称及び移転先の名称又は氏名を記載すること。

なお、2009年度以降の新規契約に係る成果であって当機構の事前承認が必要である移転の場合は、当機構の移転承認書の写しを添付しなければならない。
10. 添付書類として、例えば、次のような書類を提出すること。
 - (1) 国内出願である場合は、出願プルーフの願書及び明細書の発明の名称の写し。
 - (2) PCT国際出願である場合は、願書及び受領書の写し。
 - (3) PCT日本国内書面の提出である場合は、国内書面、出願番号通知及び国際公開公報の写し。

- (4) 外国出願（P C T国際出願の日本国以外の国内書面の提出及び意匠の国際出願で指定締約国において手続を開始したものを含む。）である場合は、約款第32条第1項に記載されている項目が確認できる書類等の写しを提出するとともに、当該事項が日本語又は英語以外である場合は和訳文を提出する。

年 月 日

産業財産権等出願後状況通知書

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
 ○○○部長 殿
 (プロジェクト担当部長)

(住所)
 (法人名等)
 (役職名 氏名) ⑩

年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」に係る産業財産権の出願後の状況について、業務委託契約約款第33条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 産業財産権の種類
2. 発明等の名称
3. 出願番号
4. 出願後の状況
 - (1) 登録年月日
 - (2) 登録番号
 - (3) 登録国名
 - (4) 権利者名
5. 添付書類

契約管理番号	○○○○○○○○○-○
--------	-------------

「産業財産権出願後状況通知書」記載要領

1. 「開発項目」の欄には、プロジェクト名及び委託契約書の名称を記載すること。
2. 「産業財産権の種類」の欄には、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権又は著作権（※これらを受ける権利を含む）の別を記載すること。
3. 「発明等の名称」の欄には、特許権は発明の名称、実用新案権は考案の名称、意匠権は意匠に係る物品、回路配置利用権は申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権は農林水産植物の種類及び出願品種の名称、著作権は著作物の題号又はプログラム等の名称を記載すること。
4. 「出願番号」の欄には、当該出願番号又は受付番号（意匠の国際出願の場合は参照番号）を記載すること。（著作権は記載不要。）
5. 「出願後の状況」の欄には、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権及び育成者権に係る出願又は申請が設定登録又は品種登録された場合は、「出願後の状況」の欄に「登録」と記載するとともに、当該登録年月日、登録番号（意匠の国際出願の場合は国際登録番号も記載）、登録国（国コードでも可。以下同じ。）、権利者名（権利者が外国籍である場合は、権利者名の次に（ ）で国名を記載すること。）を記載すること。また、著作権は、著作権の登録を行っている場合は登録番号を、登録を行っていない場合は管理番号（管理番号を付している場合）を記載するとともに、創作又は公表年月日、著作者の氏名又は名称を記載すること。

なお、登録以外の状況（移転を除く。）を通知（報告）する場合には、「出願後の状況」の欄に当該処分の内容（例えば、放棄、取下、等）を記載するとともに、当該処分年月日を記載すること。
6. 「添付書類」として、例えば、次のような書類を提出すること。
 - (1) 国内登録である場合は、当該特許公報の書誌的事項（公報1頁及び最終頁）の写し、特許証の写し、特許原簿の写し（特許情報プラットフォーム）の登録情報を含む。）のいずれか一つ。
 - (2) 外国登録である場合は、約款第33条第1項に記載されている項目が確認できる書類又はWEBサイト上の情報の写しを提出するとともに、当該事項が日本語又は英語以外である場合は和訳文を提出する。
 - (3) 回路配置利用権又は育成者権である場合は、設定登録又は品種登録に関する公示の写し。

知的財産権移転通知書

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
 ○○○部長 殿
 (プロジェクト担当部長)

(住所)
 (法人名等)
 (役職名 氏名) ⑩

年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」に係る
 知的財産権の移転を行ったので、業務委託契約約款第33条の規定に基づき、下記のとおり通知
 します。

記

1. 移転した知的財産権

知的財産権の種類、知的財産権の 番号及び発明等の名称	移転元の住所・名称	移転先の住所・名称

2. 当該移転が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）

- (1) 約款第31条の3の規定に基づき、甲の承認を受けたため
 (2) 以下の理由により承認が不要であるため（さらに以下のいずれかの理由を選択）
 ア 子会社又は親会社への移転であるため
 イ 承認TLO又は認定TLOへの移転であるため
 ウ 技術研究組合から組合員への移転であるため
 エ 合併又は分割による移転であるため
 オ 2008年度以前の業務委託契約に基づくため

3. 誓約事項

当該知的財産権の移転を行うに当たり、同約款第31条から第34条までの規定の適用に
 支障を与えないよう約定させました。

4. 添付書類

契約管理番号	○○○○○○○○○-○
--------	-------------

「知的財産権移転通知書」 記載要領

1. 「開発項目」の欄には、プロジェクト名及び委託契約書の名称を記載すること。
2. 「知的財産権の種類」については、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権又は著作権の別を記載すること。（※ 登録前は「これらを受ける権利」となります。）
3. 「知的財産権の番号」については、登録番号を記載すること。ただし、権利が設定登録前である場合には出願番号を記載すること。著作権については、著作権の登録を行っている場合は登録番号を、登録を行っていない場合は管理番号（管理番号を付している場合）を記載すること。
なお、外国における権利である場合は、当該番号に国名又は機関名（国コードでも可）を併記すること。
4. 「発明等の名称」については、特許権は発明の名称、実用新案権は考案の名称、意匠権は意匠に係る物品、回路配置利用権は申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権は農林水産植物の種類及び出願品種の名称、著作権は著作物の題号又はプログラム等の名称を記載すること。
5. 移転した知的財産権が複数ある場合には、「1. 移転した知的財産権」を別紙にまとめて記載することができる。
6. 添付書類として、以下の（1）及び（2）の書類を提出すること。
 - （1）約款第31条の3第1項の規定に基づく甲の承認書の写し（承認が不要である場合を除く）。
 - （2）例えば、移転登録申請書、出願名義変更届、登録済通知等の当該移転の事実が確認できる書類又は特許情報プラットフォームの登録情報等のWEBサイト上の情報の写しを提出する。
7. 出願前の移転であって、当機構の移転承認を受けた後に当該移転を通知する場合又は当機構の移転承認を不要とするものであって当該移転を通知する場合は、様式14の産業財産権出願通知書の提出をもって本通知書の提出に替えることができる。

年 月 日

知的財産権利用届出書

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
 ○○○部長 殿
 (プロジェクト担当部長)

(住所)
 (法人名等)
 (役職名 氏名)

印

知的財産権の利用を下記のとおり行いましたので、業務委託契約約款第34条の規定により届け出ます。

記

1. 利用した知的財産権

知的財産権の種類(注 ¹) 及び番号(注 ²)	知的財産権の名称(注 ³)

2. 利用(第三者は利用許諾した場合)

自己・第三者(注 ⁴)

契約管理番号	○○○○○○○○○-○
--------	-------------

「知的財産権利用届出書」記載要領

- (注¹) : 種類については、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、品種登録者の権利、著作権又はノウハウ（※これらを受ける権利を含む）のうち、該当するものを記載する。
- (注²) : 番号については、当該種類に係る設定登録番号又は設定登録の出願若しくは申請番号、ノウハウの管理番号を記載する。
- (注³) : (1) 発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称
- (2) 回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）
- (3) 植物体の品種にあつては、農林水産植物の種類（属、種、亜種）、出願品種の名称
- (4) プログラム等又はノウハウにあつては、技術上の成果の名称
- 該当する（1）～（4）の事項を記載する。
- (注⁴) : 自己又は第三者のいずれかを○で囲む。

